

「石巻市地域防災計画（素案）」に対するパブリック・コメント意見一覧

番号	項目	意見の内容（要旨）	市の考え方
<b>【共通編】</b>			
1	全編について	東日本大震災を経験した自治体として、実際に起きたことはできる限り本計画の想定に含め、できなかったことは修正すべき。	東日本大震災のような想定を超える災害への対応が困難であったことから、実際の経験に基づき、実施可能な内容に改正しています。
2	第1章 総則 第4節 自助・共助・公助	全国からの寄付、ボランティアなど多くの助力をいただいたが、それらの支援は、「自助」、「共助」、「公助」を示す図のどこに位置づけられるか、明確にすべき。	「共助」の位置づけと認識しています。
3	第1章 総則 第4節 自助・共助・公助 第2 事業所の役割（自助）	事業所が、従業員を災害から守るためには、「従業員や地域住民への避難呼びかけ」に努めるべきなので、その旨追記すべき。	ご意見は、「事業所の活動」の表中「発災時」の 3 従業員、利用者等の避難誘導 4 救出・救護（救出活動・救護活動） 5 災害時における市及び地域組織との連携（資機材の提供、人的支援）に包括されます。
4	第2章 災害事前対策 第4節 災害に強いまちづくり	「災害に強いまちづくり」という発想には賛同できるが、「地域産業を守り育て、地域の労働力活用を場を整備していく」ことが不十分である。 魚町周辺について、防潮堤機能を持つ高盛土道路が、北側の明神町・松並町・緑町と南側の魚町を分断するように計画されている。北側の住民のための防災機能の整備が目的で、南側の魚町については、避難所の設置と避難訓練等の体制整備を重点的に考えているとのこと。津波がくれば浸水することが前提となっている。地域防災計画は「地域産業もあわせて守る計画」である必要がある。 魚町の水産加工業者は、行政による支援や各企業の自助努力により、震災前の活気ある姿に戻りつつある。しかし、地域防災計画で「大津波がくれば浸水する」という前提となれば、全国から買付けや取引に来る業者が津波を危機として想定し、取引を躊躇することにもなりかねない。また、労働力不足が魚町の水産加工場でも叫ばれており、災害発生を考えた場合、高盛土道路は、働く意欲を失わせる一因にもなる。労働者が集まらないことは大問題である。	本計画は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害対応の基本を定めるものです。 ご指摘の個別の公共土木施設の整備については、それぞれの事業主体が整備計画を作成し、事業の実施をしていますので、本計画で内容を検討し、その実施を図るものではないことをご理解ください。

番号.	項目	意見の内容(要旨)	市の考え方
		<p>災害対策は「事前準備と体制づくり」が大切であることはわかる。しかし、いったん高盛土道路を整備すると、産業団地内の交通は混乱する。魚町への出入りに高盛土道路を越えることになるが、冬季には積雪や路面凍結が問題になる。魚町で働いている女性は朝夕の通勤を今から心配している。</p> <p>1) 高盛土道路計画を一度白紙に戻し、 2) 県水産漁港部で整備中の港湾施設防潮堤の高さ及び配置を見直す。 東側 TP3.1m 防潮堤を TP7.2m に変更、さらに延長整備により、海岸にて津波の威力を留める対策が必要である。</p>	
5	<p>第2章 災害事前対策 第5節 情報収集伝達体制の整備 第2 市民への通信体制の整備と周知 5 災害用伝言ダイヤルの周知</p>	<p>家族・親戚・知人等の安否等を確認できる「災害に強い情報連携システム(ORANGE)(中略)等の活用方向を市民に周知する」、との記載があるが、現状のシステムではその「活用」がしづらい。市民の命を守り災害に強いまちにしてゆくために、改善すべき。</p>	<p>ご意見については、今後のシステム改善の参考とします。</p>
6	<p>第2章 災害事前対策 第13節 災害ボランティアの受入れ 第2 災害ボランティアの養成 2 災害ボランティアの養成 (1) 講習及び訓練の実施</p>	<p>講習及び訓練の実施について、「市と社協」が主体となっているが、ボランティアの講習・訓練を行う民間団体もあるので、他項目と同様、「市は、石巻市社会福祉協議会や災害支援活動団体等と連携し、」という表記に修正すべき。</p>	<p>講習及び訓練の実施に当たっては、災害支援活動団体等との連携を特に必要としないと考えています。</p>
7	<p>第3章 災害応急体制 第2 災害対策本部 3 災対本部の運営 (1) 本部員会議</p>	<p>ウ項について「本部長が必要と認めるときは、本部長の指名した者その他本部長が必要と認めた防災関係機関等の出席を許可する。」と修正すべき。また、「傍聴」の項目を設けるべき。</p>	<p>災対本部は、迅速かつ円滑な運営を基本にしますので、本部長が必要と認めた者に限り出席を要請します。</p>
8	<p>第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興計画 第1 災害復旧・復興方針の決定等 1 基本方向の決定</p>	<p>少子高齢化を迎えつつある現在、「未来の世代のための復旧・復興」という視点が不可欠。「市は、被災地の再建を行うため、災害による被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向、並びに応急復旧後の状況、<u>将来の地域持続性</u>等を考慮しながら、…(以下、同じ)」と追記すべき。</p>	<p>ご意見のお考えも含め、後段の「(1)市民意向の尊重」にありますように、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に基本方向を定めることに留意いたします。</p>

番号.	項目	意見の内容(要旨)	市の考え方
害応急対策編(津波)			
9	第1節 津波避難 第2 避難指示等の伝達 2 避難指示等の伝達 (2) 避難の周知	ORANGE を使って避難指示を行うことになっているが、避難所運営に ORANGE の記載が全くない。活用範囲を明確にし、必要な個所に追記すべき。	広報という側面から「被災者への情報提供」の節に記載しています。
10	第5節 医療救護 第1 初動医療活動 1 医療救護体制	東日本大震災では初期動作が遅く、被害の酷い沿岸部への救護体制が遅れたが、その点についてはどのような体制で整備していくのか。 被害の大きい地域には、災害派遣の救護班が一週間以上もたってから現場に配置されたが、それでは何のための災害救護・医療なのか分からない。日中のみ活動する医療チームはこれだけ大きな災害の時には役に立たない。医療基地になる所で活動するチームと、被災現場の近くで活動するチームとに分けるべき。 *湊・渡波地区は治安が悪いというデマによって医療チームが入るのが遅れたと聞いた。警察や消防・自衛隊が活動し、被災民も多く避難所・在宅で生活しながら、携帯電話も繋がらずに、医療ニーズがある人が置き去りになっていた。	東日本大震災の教訓から、被害が甚大な場合は、災害拠点病院(石巻赤十字病院)内に合同救護本部が設置され、医療・行政・防災関係実務担当者により方針が決定され、医療救護班を派遣する仕組みとしています。詳しい災害医療救護体制については、平時から関係者の連絡会議で検討していきます。 また、各医師会の協力を得て、医療機関で対応し、被害が大きく対応できない場合は拠点避難所に救護所を設置し運営することとしています。
11	第5節 医療救護 第2 避難者等への保健衛生活動 1 保健衛生活動の実施 (4) 栄養調査、栄養相談	避難所で栄養調査をしても、基本的に、避難所では来たものを食べるだけである。また、個人で調理できない避難所では、避難所本部へ対して指導しても何の解決にもならない。避難所での栄養調査を行うよりも市役所の物資担当と避難所への食事内容を見直す方が現実的である。 全体的に、東日本大震災のような大規模災害に対しては現実味のない素案である。被災後、落ち着いてきてからの行動としてはわかるが、初期の「健康・栄養」に対する準備はどうなっているのか。	発災時は、行政から円滑かつ十分な量の食料を提供することが困難になることや、避難所によって様々な状況が生じることが想定されることから、巡回調査により被災者の状況を把握し、必要なニーズに必要な対策を行うことが重要と考えています。 発災直後の食料支援について、平常時から、食料支援関係課で連携して、各避難所への備蓄量を増やし、その他、協定業者と連携しながら、不足分を補い、できるだけバランス良い食事が提供できるように検討して備えていきたいと考えております。 調理できない避難所には適切な対応を行う必要があるため、まずは、現状把握の調査が必要であ

番号.	項目	意見の内容(要旨)	市の考え方
			<p>り、状況に応じては、食中毒防止等のため食品の保存や衛生維持のため手洗い等の指導も必要となります。</p> <p>また、本計画は、方針や役割を記載する全体計画であります。さらに、発生直後には「健康・栄養」まで十分には手が行き届かないこともご理解ください。</p>
1 2	第8節 避難収容 第2 避難所の運営	<p>避難所での運営サポート、また、仮設住宅での生活支援でもNPOの手助けが大きかった。「NPOと市・社協との連携」に関しても一文があるとよい。</p>	<p>物資の配布など、運営の一部をボランティア団体に協力を要請する場合は、社会福祉協議会を通じて要請することにしていきます。</p>
1 3	第8節 避難収容 第2 避難所の運営	<p>33頁「仮設住宅の維持管理等」と同様、東日本大震災後はNPO、ボランティアが大きな役割を果たしたので、NPO等の受入れ若しくは連携について追記すべき。</p>	<p>上記と同じく、社会福祉協議会からボランティア団体に要請することにしていきます。</p>
1 4	第8節 避難収容 第2 避難所の運営 1 避難所の運営体制 (1) 指定運営要員の確保	<p>「市の職員は初動期の3日間」とあるが、東日本大震災のような大規模災害の場合、3日では何もできないし、3日まで市の職員が来ない避難所が多く存在した。</p> <p>逆に、3日目から1か月くらいの、状況が目まぐるしく変わっていく中で、いちばん必要な時期に市職員がいないことは混乱を招くだけである。特に、通信手段が制限されている中で、市職員の不在は被災者の不安をおおるだけである。</p>	<p>市の職員数は限られますので、行政が全ての被災者の生活をカバーすることは困難です。そのため、国の方針、県の方針でも、自助、共助での対応を重要としています。</p>
1 5	第8節 避難収容 第2 避難所の運営 1 避難所の運営体制 (1) 指定運営要員の確保	<p>「市の職員が避難所運営に当たるのは初動期の3日間を基本とし、4日目以降は、(中略)施設管理者、自治会等、避難者を中心とした自主的な運営に移行する」とあるが、東日本大震災時、市職員が避難所に3日目に到達できなかったケースも多いため、経験を踏まえ、現実的な規定に変更すべき。</p>	<p>ご指摘のような東日本大震災の教訓を踏まえ、住民による避難所の自主運営の取組など、自助・共助の必要性を基本にして計画を見直しています。</p>
1 6	第8節 避難収容 第2 避難所の運営	<p>これは他自治体からの行政応援職員のことか、それとも市民(避難者)のことか。これには避難所運営対策室とのホットラインが必要だ。大規模</p>	<p>市職員です。 東日本大震災後に各避難所等に整備した災害に</p>

番号.	項目	意見の内容(要旨)	市の考え方
	1 避難所の運営体制 (2) 支援職員の効果的な派遣体制	災害時には、情報の錯綜からデマも多く混乱が起きやすいため、正確な情報連絡が取れる環境が必要である。	強い情報連携システム（ORANGE）や移動系防災行政無線を活用します。
17	第8節 避難収容 第2 避難所の運営 3 避難所の運営 (1) 避難所設備の設置	<p>「ア）間仕切りパーティション」： 要介護者や乳幼児のいる人への配慮としてはよいが、避難所開設時に自由に使われた場合、スペースの確保が難しくなる、また、人を探しにくくなり、要支援者の把握が難しくなる。避難所生活がある程度落ち着き、長期化した場合は有効だ。</p> <p>「イ）冷暖房機器」： 絶対必要というわけではない。</p> <p>「ウ）テレビ・ラジオ」： ラジオは手回し式で懐中電灯と一体のものがよい。</p> <p>「カ）カセットコンロ・ボンベ」： 便利だが、全員が使う分を準備するのは不可能なので、使用する際のルールを作るべき。（例）乳幼児のミルクを作るため。</p> <p>「キ）簡易トイレ」： 段ボールトイレのように凝固剤を使用するタイプ以外に、ペットシートや介護用の尿漏れパットのように、バケツやごみ袋と組み合わせてだれにでも使用方法がわかるものも準備できるとよい。凝固剤を使用するタイプは高齢者や幼児では使い方を覚えるのが難しい。</p> <p>*要支援者用に段ボールベットを準備できると、おむつ介助時の負担が少ない。</p> <p>*避難者名簿の作成のため、必要な情報（住所・氏名、薬、介護認定、医療ニーズ、家族の安否状況など）を記入できる用紙を一緒に備えておく。</p>	<p>必要に応じて確保する旨で記載しています。</p> <p>使用のルールや物品の仕様、その他詳細は、本計画で定めるものではありませんのでご理解願います。</p> <p>なお、ご意見については、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>
18	第11節 食糧、飲料水及び生活必需品の調達・供給 第1 食糧の供給 3 炊き出し	<p>東日本大震災後はNPO、ボランティアが大きな役割を果たし、行政からの食材提供などの実績もあるので、図に追記するとともに、「炊き出しを行う要望が寄せられた場合は、<u>継続的に活動するNPO、ボランティア団体に対して</u>、必要に応じた機材、食材等を提供する」と追記すべき。</p> <p>（単発の炊き出し要望に対して、市が機材・食材を提供するのは現実的に難しい。）</p>	<p>東日本大震災においては、NPO やボランティア団体による炊き出しの活動が大きな支援力を発揮したのは事実であります。</p> <p>しかし、大規模な炊き出しを必要とする場合は、NPO やボランティア団体に限らず、社会福祉協議会をはじめ、各支援団体や企業等とも連携を図りながら、適切な食糧供給の対策を講じます。</p>